



広島県報

号 外
第 38 号

発行所 広島県警備部
広島県警備部
管理総室文書法制室
社 月 額 2,700円

目 次

公安委員会公告
 広島県警備部公告第21号
 警備業務の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の
 警備業務法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を
 次のとおり実施する。

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第21号
 警備業務の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の
 警備業務法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を
 次のとおり実施する。
 平成18年3月14日

広島県公安委員会
 委員長 宮 治 夫

1 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

回	種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
第1回	空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級	平成18年4月15日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許 センター 2階	100人

第2回	交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成18年4月29日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許 センター 2階	100人
-----	--	--------------------------------------	---	------

2 審査対象者

(1) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者

(2) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所がある者又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の区分

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手による護身術）。

4 審査申請手続等

(1) 合格者審査希望届出書の提出期間

ア 第1回審査に係る届出

平成18年3月22日(水)から平成18年3月29日(水)まで（土曜日及び日曜日を除く。）

の午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査に係る届出

平成18年4月3日(月)から平成18年4月10日(月)まで（土曜日及び日曜日を除く。）

の午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 審査希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。

- イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 審査申請書の提出先
審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。

- ア 広島県内に住所地があり、又は広島県内の営業所に属する者
当該住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 広島県公安委員会発行の旧合格証を有する者で、広島県内に住所地がなく、かつ、広島県内の営業所に属しない者
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

- (4) 審査申請書の配付場所等
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取る。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等(共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した合格証を有する者	審査申請書1通 写真1葉 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの旧合格証の写し)	住所地在属する書面又は営業所に属することを疎明する書面(以下「1号業務」といすれかー)
広島県公安委員会以外が発行した合格証を有する者で、広島県内に住所地があり、かつ、営業所があるもの		住所地在属する書面又は営業所に属することを疎明する書面
広島県公安委員会以外が発行した合格証を有する者で、住所地又は営業所が広島県内にあるもの		住所地在属する書面又は営業所に属することを疎明する書面

6 審査手数料

4,700円

この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちよう付せず消印もしいこと。
なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

- (1) 服装

私服(作業衣、運動が出来る服装等)

- (2) 持参物
旧合格証、筆記具、印鑑

8 問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214

- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

- 9 その他
試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。

広島県公安委員会公告第22号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(警備業法第2条第1項第1号及び第2号に規定する警備業務に係る講習に限る。)を次のとおり実施する。

平成18年3月14日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 実施期日及び場所

- (1) 実施期日

区 分	実 施 期 日	そ の 他
警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)に係る講習	平成18年4月17日(月)から平成18年4月20日(木)までの午前8時30分から午後5時30分まで	講習最終日には修了検査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)に係る講習	平成18年4月24日(月)から平成18年4月26日(水)までの午前8時30分から午後5時30分まで	

- (2) 実施場所

広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階

社団法人広島県警備業協会 研修室

- 2 受講定員

<p>各50人</p> <p>3 受講対象者等 旧資格者証を有する者で、申込み時に1号業務又は2号業務を実施している営業所において、当該業務に係る警備員指導教育責任者に選任されているもの</p> <p>4 受講申込手続等 (1) 受講希望届出書の提出期間 ア 1号業務に係る講習 平成18年3月27日(月)から平成18年3月29日(水)までの午前8時30分から午後5時まで イ 2号業務に係る講習 平成18年4月3日(月)から平成18年4月5日(水)までの午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 届出方法 ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。 イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。 ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。</p> <p>(3) 受講申込書の提出先 広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階 広島県警察本部生活安全全部生活環境課 電話 (082) 228 - 0110 内線3214</p> <p>(4) 受講申込書の配付場所等 上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。</p> <p>5 提出書類等 受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したものに、旧資格者証の写し及び選任証明書(申込み時に1号業務又は2号業務を実施している営業所において、当該警備業務に係る警備員指導教育責任者に選任されていることを疎明する資料)1通を添付して上記4の③の場所に提出すること。</p> <p>6 受講手数料及び納付方法 (1) 受講手数料 ア 1号業務に係る講習</p>	<p>23,000円</p> <p>イ 2号業務に係る講習 14,000円</p> <p>(2) 納付方法 受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。 この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付せず消印もしないこと。 なお、納付された受講手数料は返還しない。</p> <p>7 持参物 筆記具、印鑑、警備関係法令集(法令集は、講習会場において購入可能)</p> <p>8 講習の委託 この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>9 講習に関する問い合わせ先 (1) 広島県警察本部生活安全全部生活環境課 (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課</p>
--	---